○重要な会計方針等

1．有価証券の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法によっている。

2．固定資産の減価償却方法

定額法を採用している。なお、減価償却累計額は次のとおりである。

有形固定資産　459百万円

また、主な耐用年数は次のとおりである。

建物　　8年～18年

その他　3年～20年

3．引当金の計上基準

⑴　貸倒引当金

破産、民事再生等法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上している。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上している。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率に基づき計上している。

日本振興銀行向け貸付金元本残額は日本振興清算株式会社に引き継がれており、同社では「今後の弁済見込みは確定していない」としていることから、平成25事業年度同様に貸付金元本残額の全額（引当率100％）としている。

⑵　退職給与引当金

役職員の退職金の支給に備えるため、期末要支給額を基準として計上している。

4．責任準備金の計上

預金保険法（昭和46年法律第34号）第41条により、一般勘定について、内閣府令・財務省令で定めるところにより、毎事業年度末において、責任準備金を計算し、これを積み立てなければならない。また、預金保険法施行規則（昭和46年大蔵省令第28号）第15条において、毎事業年度累積して積み立てなければならない責任準備金の額は、当該事業年度における収益の額から費用（責任準備金繰入を除く。）及び繰越欠損金の合計額を控除した金額に相当する金額とされている。

5．その他財務諸表作成のための重要な事項

⑴　消費税等の会計処理方法

税込方式によっている。

⑵　その他

①　預金保険法附則第7条の規定による協定銀行からの納付金について、協定銀行である整理回収機構から、決算に基づく平成26年度分納付金納付申告書の提出を平成27年5月22日に受けた。整理回収機構では、平成26事業年度で費用処理されているが、当機構では会計規程第4条第2項の規定に基づき翌事業年度の収益となる。

これにより、翌事業年度の損益に与える影響額は、協定銀行納付金収入27,179百万円（うち国庫納付金見込額は、12,192百万円）の見込みである。

②　平成26年3月24日の第242回運営委員会における平成26事業年度の保険料率の決定に基づき保険料の返戻を行うことから、保険料返戻相当124,206百万円を含む、預り金124,232百万円を計上している。

危機対応勘定

貸　借　対　照　表

（平成27年3月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
（流動資産）	**370,600**	**（流動負債）**	
現金・預金	30,706	未払金	13
有価証券	339,893	**（固定負債）**	
未収収益	0	退職給与引当金	47
未収金	0	**（負債合計）**	**61**
（固定資産）	**22**	**（剰余金）**	
特定承継金融機関等事業資産		利益剰余金	370,561
		積立金	330,353
特定承継金融機関等株式	20	当期未処分利益	40,207
有形固定資産	2	**（純資産合計）**	**370,561**
建物	2		
工具・器具・備品	0		
資産合計	**370,623**	**負債・純資産合計**	**370,623**

㈱　各計数は、単位未満切捨て。

損　益　計　算　書

（自平成26年4月1日　至平成27年3月31日）

（単位：百万円）

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
（経常費用）	**704**	**（経常収益）**	**40,911**
一般管理費	529	取得株式等事業収入	40,809
事業外費用		取得株式等配当金	1,863
借入金利息	174	取得株式等売却益	38,945
（当期利益金）	**40,207**	事業外収益	102
合計	**40,911**	**合計**	**40,911**

㈱1．当期利益金40,207百万円は、預金保険法施行規則（昭和46年大蔵省令第28号）第3条の規定により、次期の積立金として整理する。

2．各計数は、単位未満切捨て。